



知的財産権関係訴訟を担う 裁判官の育成

司法研修所教官・判事 加藤 新太郎
同所付・判事補 加藤 聡

はじめに

本稿は、近時、その重要性を増すばかりの知的財産権関係訴訟について、裁判所全体として、それを担当する裁判官をいかに育成しようとしているかを紹介することを目的とする。

その構成としては、裁判官の育成についての基本的な考え方を押さえ（ ）、裁判官研修の概要を眺めた上（ ）で、知的財産権関係訴訟の現状とその取り組みをフォローし（ ）これを担う裁判官の研修の現状について明らかにする（ ）ことにしたい。

裁判官の育成についての基本的な考え方

1. 基本としての自己研さん・OJT

裁判官は、司法試験に合格した後採用される前に、司法修習生として1年6か月間の法曹養成教育課程を経ており、一定の実務的基礎知識を付与され、技能の訓練を受けている。もっとも、これは主として一般的な民事事件及び刑事事件の基礎を学んだというレベルである。したがって、実際に裁判実務に取り組むためには、裁判官は、さらに高度な法律知識・技能を身につけなければならない。また、裁判実務においては、多様な事件に対応するため、裁判官は、一般的な民事事件及び刑事事件の法律知識に加えて、事件処理に必要なさまざまな事柄についての専門的知識や新しい社会的事象についての情報を獲得し、これらを適切に分析し、誤りなく判断していく資質・能力を備える必要がある。

このような裁判官として必要な能力の開発・向上は、その職務の性質・内容からして、まずは自己研さん（自

己啓発）によるべきものである。また、裁判官に必要とされる知識・技能は、必ずしも法的なものを極めればよいというものではなく、裁判官の判断は全人格的なものといわれるように、円満な人格の形成やバランス感覚を備えることも要請される。これは、裁判体を構成して共に訴訟に取り組む先輩裁判官との対話や接触によって得ることができるものが多いと考えられ、職場における実際の事件処理を通じたOJTが育成の基本となる。

しかし、職場で得られるものは、担当する職務や扱う事件の地域性など種々の事情によりばらつきが生ずることが避けられない。そこで、OJTを補完し、裁判官に自己研さんの必要性を改めて自覚させ、その意欲を高めるための契機となるプログラムを提供する機関が必要となる。その役割を担う機関が、裁判官の継続教育を所管する司法研修所である。

2. ジェネラリストと専門訴訟

裁判官は、全国に均質な司法サービスを提供することが要請されることから、実際にも、全国異動をしている。そのため、裁判官は、どの法分野についてどのような事件の処理を担当することになっても一定水準以上の執務をする能力が求められてきた。すなわち、裁判官は、伝統的に、ジェネラリストであることが求められてきたのである。

ところが、近年、社会の複雑高度化、専門化に伴い、訴訟も複雑化、専門化してきている。そして、そのような訴訟の審理に専門性が要求される特定の分野の事件について、質の高い審理、判断が求められ、それに対応できる専門性を備えた裁判官が求められている。専門訴訟の増加とそれに裁判官がいかに取り組むかが、新たな課

題となっているのである。

この課題は、個々の裁判官がジェネラリストであるべしという要請を満たしつつも、総体としての裁判官は、専門訴訟に的確に対応するため、分野に応じて必要とされる専門性を獲得し、高めていくことが求められていることを意味している。

司法制度改革審議会意見書においても、専門的知見を要する事件（知的財産権関係訴訟、医療関係訴訟等）が増加の一途をたどっているところ、このような事件の審理期間をおおむね半減することを目標として専門委員制度の導入、鑑定制度の改善とともに、法曹の専門性を強化することが提言された。具体的には、弁護士事務所の法人化・共同化、裁判所における専門部・集中部の拡充、法曹養成制度の改革、法曹の継続教育の充実を進めるべきであるとされており、いくつもの所要の立法がされたことは、周知のところである。

Ⅲ. 裁判官研修の概要

1. 総説

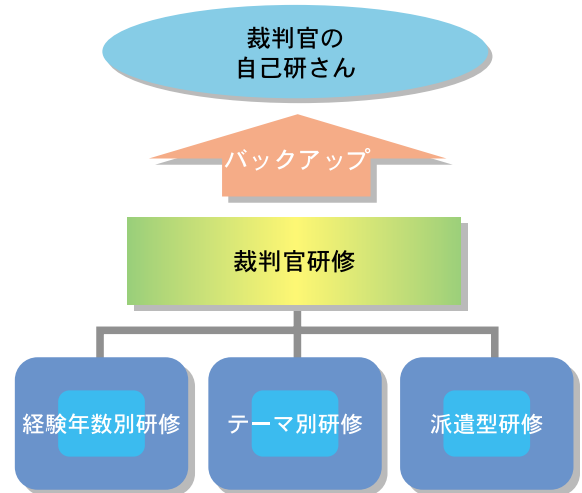
このような状況の下、司法研修所においては、裁判官の専門性を高めるべく、様々な研修プログラムを実施し、特に近年は、裁判官の専門性を強化する要請から、知的財産事件をはじめとする専門性を有する裁判官を育成するための研修プログラムを、意識的に実施・展開している。

このような知的財産事件に関する専門性を有する裁判官の育成のための研修プログラムについて説明する前に、まず、裁判官研修一般の概要について触れておくことにする。

2. 裁判官研修の構成

裁判官には、裁判実務に関する知識、能力や幅広い教養、深い洞察力等が必要である。裁判官は、これらを修得するために、日々、職務を行いながら自己研さんに努めている。

しかし、裁判官が多様で豊かな知識、経験等を身につけていくためには、個々の裁判官の努力に委ねるだけでなく、組織的な研修の機会を設けることも必要となってくるため、司法研修所では、裁判官の自己研さ



〔図〕 裁判官研修の概要

んをバックアップするために、裁判官に対する研修を実施している。

司法研修所において実施している研修には、主として、①経験年数に応じて同時期に裁判官に任官したものが集合して行われる経験年数別研修、②特定の実務上のテーマを取り扱うテーマ別研修、③民間企業等に裁判官を派遣して研修を行う派遣型研修がある（〔図〕参照）。

3. 経験年数別研修

経験年数別の研修としては、①司法修習を終えた者の中から任命される判事補、②判事補、検察官、弁護士等として10年以上の経験を積んだ者の中から任命される判事、③簡易裁判所判事などに対して実施されるものである。いずれも任官時に、職務導入的な研修を行うほか、経験年数に応じた、その階層に求められる実務知識、マネジメントに関する情報を付与するための研修を実施している。

このうち、判事補に対する研修については、判事補に任官した直後に実施される新任判事補研修、任官2年後、3年後、6年後に実施される判事補2年研修、同3年研修、同6年研修で構成されている。

また、判事に対する研修については、判事に任官した直後に実施される判事任官者研修が実施されている。

4. テーマ別研修

テーマ別研修は、担当分野別研修ともいわれる。特定のテーマを扱う研修には、担当する職務の裁判実務に関連する研修、マネジメント関連の研修、視野を広め、識見を高めるための研修がある。

裁判実務に関連する研修は、特定の実務上のテーマについて司法研修所に短期間集合して研修する実務研究会が中心となる。その他に、裁判官が一定期間、実務的なテーマについて研究を行いその成果をまとめる司法研究というプログラムもある。

実務研究会は、民事、刑事、家事、少年、行政、労働、知的財産関係訴訟等の各種法分野について、その時々ニーズに応じたテーマを設定して実施される。これらの研究会では、裁判官による共同討議、専門家による講演、専門家と裁判官の意見交換などさまざまなカリキュラムが組まれている。

経験年数別研修とテーマ別研修が、全国の裁判官を司法研修所に集めて行う集合研修である。その期間は、長いもので2か月、短いものでは2日のものがあるが、1週間のものが多い。

5. 派遣型研修

裁判官を外部に派遣するタイプの研修も行っている。社会経済の事情などについての理解を深めるとともに、

裁判官としての視野を広め、識見を高めることを目的として、裁判官が、一定の期間、民間企業等において、その業務を見学、体験する派遣型研修が、これである。

派遣型研修には、判事を対象とする民間企業短期研修（期間2週間）及び報道機関研修（期間3週間）、判事補を対象として、異業種体験型の民間企業長期研修（期間1年間）などがある。後述する知的財産専門研修も派遣型研修に位置づけられる。

IV. 知的財産権関係訴訟の現状

1. 総説

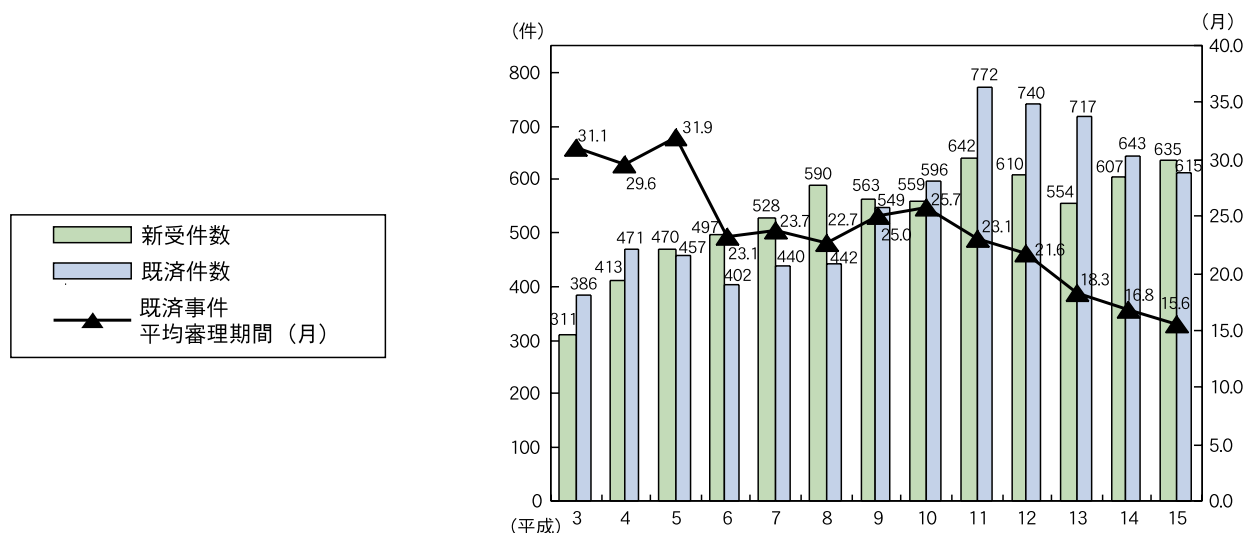
知的財産権に関する専門的知識を有する裁判官の育成を考えるに当たっては、知的財産権関係訴訟に関する現状の把握が欠かせない。

そこで、知的財産権関係訴訟事件の現状、裁判所の人的・物的態勢について、概観しておきたい。

2. 知的財産権関係訴訟の事件数及び審理期間の動向

全国の地方裁判所における知的財産権訴訟の新受件数、既済件数（事件処理を終えた件数）及び平均審理期間をまとめたものが〔表1〕である。新受件数は、平成10年代に入ってからおおむね600件を越える水準で推移しており、平成3年に比べて約2倍に増加している。

〔表1〕 知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国地裁第）一審



これに対し、審理期間は、平成3年ないし平成5年ころには30か月前後であったものがほぼ半減し、平成15年には約15.6か月となり、短縮化が図られている。

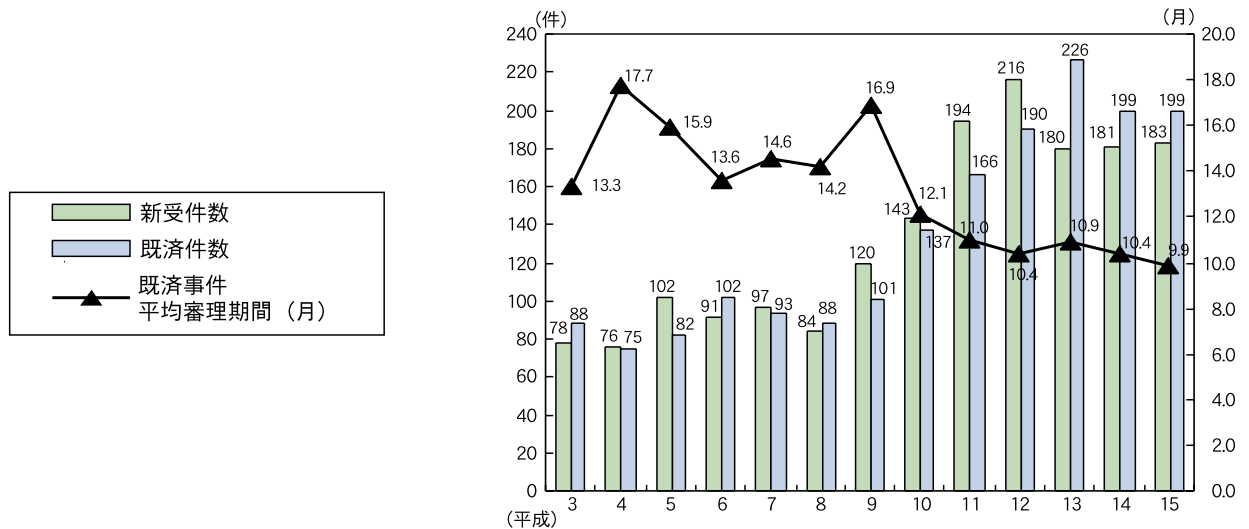
なお、東京地裁においては、既済事件の審理期間の平均は、平成14年には約12か月程度で推移しており、司法制度改革審議会意見書で示されている平成11年の23.1か月という平均審理期間をおおむね半減するとの目標をすでに達成している（飯村敏明「知的財産権侵害訴訟の充実・迅速化に向けた新たな取り組み——東京地裁知的財産権部の実務を中心として」NBL769号17頁参照）。

次に、全国の高等裁判所における控訴審の新受件数、既済件数、平均審理期間をまとめたものが〔表2〕であ

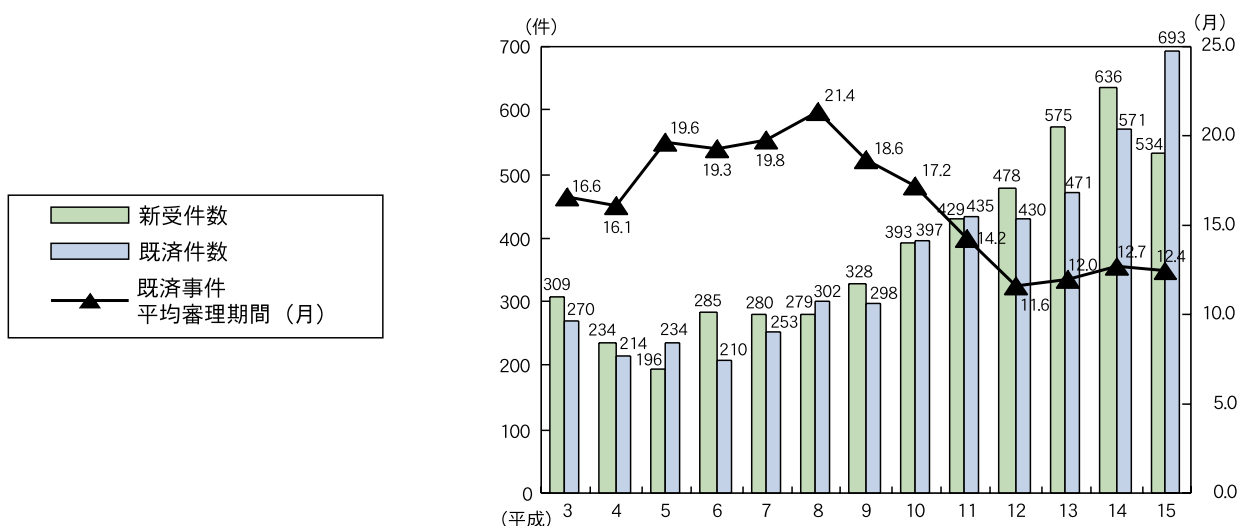
る。新受件数は、ここ数年180件前後で推移しており、平成3年、4年頃と比べて倍増している。これに対し、審理期間は、平成15年には9.9か月にまで短縮され、迅速化が図られている。

また、東京高裁が専属管轄を有する特許庁の審決等の取消訴訟の新受件数、既済件数、平均審理期間をまとめたものが〔表3〕である。新受件数は、平成5年には200件程度であったが、年を追うごとに件数は増加し、平成14年にはその3倍以上の636件にも上っている。その後、平成15年には534件と前年を下回ったものの、依然として高い水準にある。これに対し、審理期間は、平成5年から平成8年ころまではおおむね20か月程度で

〔表2〕 知的財産権関係民事事件の新受・既済件数及び平均審理期間（全国高裁控訴審）



〔表3〕 審決取り消し訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間（東京高裁・第一審）



あったものが、平成12年以降は12か月前後で推移し、審理の迅速化が図られている。

以上のとおり、知的財産権関係訴訟の新受事件数は年を追うごとに増加しているが、平均審理期間は、大幅に短縮され、審理の迅速化が図られている。

3. 知的財産権関係訴訟部門の人的・物的手当て

知的財産権関係訴訟に対応するため、裁判所では、以前から、東京高裁・東京地裁と大阪高裁・大阪地裁に知的財産権関係訴訟を専門的集中的に扱う専門部を設置し、知的財産権関係訴訟を専門的に扱う裁判官と技術的分野の専門家である裁判所調査官を配置して、処理を行ってきたところである。そして、近年の知的財産権関係事件の増加に対処するため、知的財産専門部の裁判官及び裁判所調査官を大幅に増員し、専門部の数も増加させている。

平成9年以降の知的財産専門部の数、同部に所属する裁判官及び裁判所調査官の人数をまとめたものが〔表4〕である。現在、東京高裁・東京地裁と大阪高裁・大阪地

裁で知的財産訴訟を専門的集中的に扱っている裁判官は合計45人に及んでいる。この人数は、地方裁判所の裁判官数としては東京地裁、大阪地裁に次ぐ規模の裁判所である名古屋地裁や横浜地裁の本庁民事部全体の裁判官数を上回るものである。

知的財産権関係訴訟に対応する裁判官の育成

1. 総説

知的財産権紛争の適正迅速な解決を実現するためには、知的財産権に精通した裁判官を育成していくことが重要である。このことは余りにも当然のことであるが、裁判官は、一種の職務のローテーションで、知的財産権部で執務するのであるから、最初は、誰にせよ専門性の点では必ずしも高くないところからスタートする。

ある先輩裁判官が、大阪地裁の知的財産権部（昭和52年当時は、工業所有権部と呼ばれていた）の部総括裁判官（裁判長）になるように命じられた際の受け止め方を、次のように述べているのが興味深い。

〔表4〕東京・大阪の知的財産権関係訴訟の専門的処理体制

東京地裁

	裁判官		裁判所調査官
平成9年	1か部	8人	5人
10年	2か部	10人	5人
11年	3か部	12人	7人
12年	3か部	15人	7人
13年	3か部	15人	7人
14年	3か部	15人	7人
15年	3か部	15人	7人
16年	4か部	16人	7人

東京高裁

	裁判官		裁判所調査官
平成9年	3か部	10人	9人
10年	3か部	10人	9人
11年	3か部	10人	9人
12年	3か部	11人	9人
13年	3か部	12人	9人
14年	4か部	16人	11人
15年	4か部	16人	11人
16年	4か部	18人	11人

大阪地裁

	裁判官		裁判所調査官
平成9年	1か部	3人	3人
10年	1か部	4人	3人
11年	1か部	5人	3人
12年	1か部	5人	3人
13年	1か部	5人	3人
14年	1か部	5人	3人
15年	1か部	5人	3人
16年	2か部	6人	3人

各年とも4月現在のものである。
このほかに大阪高裁に知的財産事件集中部（1か部 裁判官5人）がある。

「これは、私にとっては、全く晴天の霹靂であった。大阪高裁でも若干の特許侵害事件なども手掛けてはいたが、ご多聞に漏れず、いささか苦手の部類の事件、というより、基本的に理解できていない部類の事件であったのであり、そういった特殊部は他の裁判官がやるものばかり思い込んでいたのであるが、さりとして、お断りするも気が引け、果たして自分が今後このような新しい任務を全うできるのか、誠にお先真っ暗な気分のまま受けることにした。」(畑郁夫「昭和時代の知財権侵害訴訟の側面」『文化としての法と人間 1裁判官の随想』84頁〔学術図書出版、2004〕)

畑さんは、その後、大阪地裁の知財部の裁判長として大いに活躍をされ、いくつかの著名な判決をされたし、知財関係の論文や判例評釈も書いておられる。その畑さんでも、このエピソードのような心配されたというのであるが、謙遜しておられるところは、若干の割り引きをして受け止めることが必要であろう。しかし、それにしても、畑さんが感じられたところは、現在でも初めて知財部に配属を命じられた審判官が大なり小なり感じる共通の思いであるかもしれない。

2. 知財関係の研修体制（総論）

ところで、先に引用した司法制度改革審議会意見書でも、知的財産権関係事件訴訟のさらなる充実・迅速化を図るため、訴訟手続に関する制度的整備と併せて、専門化した裁判官等の人材の育成・増強など、知的財産権関係事件に関わる人的基盤の強化等を図っていかねばならないと指摘している。司法研修所においても、同様の認識の下、これまでも、知的財産権関係訴訟を担当する裁判官に対しては、テーマ別研修をはじめとして、様々な研修を企画・実施してきている。

知的財産権関係訴訟に対応する裁判官の育成においては、現にこれを担当している裁判官に対する研修とともに、将来において知的財産権関係訴訟を担当する可能性のある若手の裁判官に対する研修も考える必要がある。そこで、司法研修所では、実際にも、現にこれを担当している裁判官に対する研修（なお、現に知的財産権関係訴訟を担当している裁判官については、事件を通じたOJTによる研さんが極めて有効である）とともに、将来担当する可能性のある裁判官を対象として導入的な研修を実施している。

2. 導入的な研修

(1) ビデオ教材

司法研修所では、裁判官の自己研さんのためのツールとして、さまざまな法分野についてその分野に精通した経験豊かな裁判官を講師として、当該分野に特有の裁判実務を解説するビデオ教材を作成している。これを全国の裁判所に配布し、裁判官が視聴できるような体制をとっている。その一環として、ビデオ教材の知的財産権関係のものも完備している。具体的には、総論及び特許権・実用新案権関係、意匠、商標、不正競争防止法関係及び著作権関係などがあり、知的財産権関係の基本的な法分野は、これですべてカバーしている。

知的財産権関係訴訟に関心のある者は、このビデオ教材を視聴することで知的財産の基礎的知識を効率的に得ることができる。また、ビデオ教材は、次に述べる(2)の判事補3年研修での知的財産権研修等につなげるものという位置付けがされている。

(2) 判事補3年研修における知的財産権研修

経験年数別研修の一環として実施されている判事補3年研修において、一定の専門分野を持った裁判官になるための自己研さんの契機とすることを目的として、研修参加者各人が、それぞれの関心と意欲に基づき選択することができるプログラムを提供している。具体的には、知的財産権、医療、税務・会計の3つのコースが提供される。研修参加者は、このうち1つのコースに参加する（これを、選択型研修と呼んでいる）これは、若手の判事補に専門性を身につけさせるための契機となるものであり、平成14年度から実施されている。

この選択型研修は1週間にわたって実施される。知的財産権コースのプログラムは、次のようなカリキュラムで構成される。

知的財産権についての大局的な観点からの講演（例えば中山信弘教授による「産業競争力と知的財産をめぐる諸問題」といった講演、最高裁判政局課長による「知的財産権関係訴訟とその課題」といった講演など）

知的財産権部の裁判長クラスによる基礎的ではあるが実務的な講義（例えば、「特許侵害訴訟の実務」、「著作権・商標権侵害訴訟の実務」、「不正競争防止法関係

訴訟の実務」など)と弁護士・裁判所調査官も加わるセミナー(例えば、「知的財産権をめぐる諸問題」、「弁護士からみた知的財産権関係訴訟」)。

東京地裁知的財産権部での実地研修

企業で知的財産関係業務を行っている講師を迎えての講演(例えば、「企業における知的財産権の管理と戦略」など)

特許庁や知的財産専門弁護士・弁理士事務所の見学など。

この研修の特色としては、第1に、単に講義を受けるとどまらず、知的財産関係の業務及び事件の現場に参加し、実際に一線で活躍されている人の話を聞くことでより深い内容の研修になっていることである。

この研修は、第2に、将来知的財産関係訴訟に携わる可能性のある若手の判事補が自ら知的財産権コースを選択することにより、高い意欲を持った者が参加するため、研修効果も大きく、意義の高い研修となっている。当然のことながら、研修に参加した判事補からも満足度の高いものと評価されている。この研修を受講した裁判官は、前述の畑さんのような思いをすることはなくなるだろう。

なお、この研修を選択する参加者には、事前に関連する書籍(法律書に限定しない)を読み、書評を提出させることにより参加のモチベーションを高めるようにしている。参加する判事補は、これまでの実績では、裁判官採用同期の2割から3割程度である。

3. 専門的な研修

(1) 知的財産権事件を担当する裁判官に対する研修

既に概観したとおり、司法研修所においてテーマ別研修として、実務研究会を実施しているが、これまで、知的財産訴訟に関する専門的知識を修得させるべく、知的財産訴訟をテーマとした研究会を度々実施している。この研究会では、知的財産権関係訴訟を担当している裁判官を研究員として、3日ないし4日の日程で、知的財産権をめぐる諸問題についての大学教授・弁護士の講演・講義、東京地裁・大阪地裁の知的財産権部の裁判官や調査官を招いての研究・講義のほか、民間企業の知的財産部門や特許庁の見学や講演を実施している。

(2) 派遣型研修

知的財産権関係訴訟を担当する裁判官を対象とした、派遣型研修も本年度から開始した。

これは、「知的財産権専門研修」といい、知財部に在籍して執務している裁判官を、国内の理科系の大学・大学院又は研究機関に派遣し、最先端の科学技術等に関する授業を聴講し、また、試験、研究等の現場に触れることにより、知的財産に関する専門的知見を修得する契機とし、もって裁判官の専門性を強化することを目的とする。コースのバリエーションとしては、比較的長期(3か月程度)のものと、比較的短期(2週間程度)のものが、用意されている。

は、学校法人東京理科大学に約3か月間、知的財産権関係事件を担当している裁判官を派遣し、同裁判官が東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科において、特別研修員として授業を聴講し、研究室において研究指導等を受ける形態のものとして、具体化した(知的財産権専門研修長期コース)。

は、独立行政法人理化学研究所に対し、知的財産権関係事件を担当している若手裁判官1名を派遣し、2週間にわたり、同研究所において、試験、研究等の現場を見学するほか、必要に応じて適宜指導、教示等を受ける形態のものとして具体化した(知的財産権専門研修短期コース)。

長期コース、短期コースのいずれも本年秋からの実施が予定されている。長期コースにおいて派遣する東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科は、同大学が本年度新たに設置したもので、さまざまな分野の科学技術とそのマネジメントについての実践的な知識の習得を目的とする学科であり、科学技術に関する知識・技能と知的財産を生かしたマネジメントを習得できる学科であり、研究員にとって意義深いものとなると期待される。また、短期コースにおいて派遣する理化学研究所は、わが国随一の自然科学における総合研究期間であり、ゲノムやバイオテクノロジーといった最先端技術を含めた自然科学について、総合的な見識を深めるのに最適であると考えられる。

(3) 国際化対応

上記のような研修に加え、国際化に対応するための試みとして、次のような研修プログラムも実施している。

若手裁判官を、世界的な名声のあるドイツのマックス

プランク知的財産研究所に派遣し、欧米の知的財産関係事件の調査研究に従事させるもの。

右陪席裁判官クラスを、欧米で開催される各種セミナーや国際会議に参加させるもの。

これらは、知的財産権分野の国際的広がりを意識した研修であり、国際的に調和のとれた紛争解決ができる裁判官の育成を視野に入れているものである。

むすび

本稿は、近時、急速にその重要性を増してきた知的財産権関係分野について、質の高い執務のできる専門家というにふさわしい裁判官をいかにして育てるかという観点から、司法研修所の取り組みを中心に紹介したものである。

高裁知財部の裁判長は、当然のことながら、自分の部には、できるだけよく出来る陪席を置いて欲しいと希望するのが例である。それでは、過去に知財部で執務した経験があるが、標準的な力量の裁判官と、知財部での執務経験はないが、一般事件について優秀・有能と目される力量を持つ裁判官とでは、いずれを陪席に置きたいと考えるであろうか。

裁判長は、例外なく、の裁判官を希望する。

このエピソードは、知的財産権関係訴訟も法的紛争であり、これに的確に対応していくためには、裁判官としての汎用的な技能が、その基礎に備わっていなければならないことを意味する。ジェネラリストとしての裁判官が専門性をも兼ね備え、質の高い執務をしていることが本来の姿であり、「鬼に金棒」ということであろう。裁判官は、今年任官した若手判事補も、30年精勤したベテラン裁判官も、OJTと自己研さんにより、自らを「鬼」に仕立て上げようと考え、日夜努力している。その「鬼」が専門性という「金棒」を手にしやすいように支援していくこと、これこそが、裁判官の継続教育を担当する司法研修所の役割である。さらに、知的財産権分野を含む専門性の求められる分野の研修の体系構築と洗練された運営に知恵を出して行きたいと考えているところである。

以上

profile

加藤 新太郎 (かとうしんたろう)

司法研修所教官 (第一部 上席教官)

昭和48年4月司法修習生、昭和50年4月東京地方裁判所判事補、その後、最高裁総務局付、大阪地方裁判所判事等を経て、昭和63年司法研修所教官 (第二部 民事裁判教官)、平成4年11月司法研修所事務局長、平成10年4月東京地方裁判所部総括判事、平成13年10月司法研修所教官 (第一部 上席教官)、現在に至る。



profile

加藤 聡 (かとうさとし)

司法研修所付

平成9年4月司法修習生、平成11年4月東京地方裁判所判事補、平成14年4月新潟地方家庭裁判所判事補、平成16年4月東京地方裁判所判事補、同年8月司法研修所付、現在に至る。

